内閣府政策統括官(重要土地担当) 様

横須賀市長 上地 克明 (公印省略)

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第5条第1項に基づく注視区域及び同法第12条に基づく特別注視区域の指定(案)について(回答)

令和5年12月26日付、府政土第536号をもちまして通知のありました標記について、下記事項について意見いたしたく回答をいたします。

記

## 1. 特別注視区域の指定に係る意見

特定重要施設の指定要件である指揮中枢・司令部機能を有する逸見庁舎、船 越庁舎及び横須賀海軍施設の周囲が、今回の案では「特別注視区域」ではなく、 「注視区域」とされているのは何故でしょうか。

その一方で、武山高射教育訓練場及び横須賀海軍施設(長井通信施設)の周囲は、特定重要施設として「特別注視区域」とされています。

基本方針では「特別注視区域」に指定しない要件として「施設の周囲に指定される注視区域の面積の大部分が人口集中地区であること」が示されていますが、仮にこの要件により、逸見庁舎などの周囲が「特別注視区域」ではなく「注視区域」にあたるとした場合、横須賀市内の大部分が人口集中地区であることから、同じ市内にある武山高射教育訓練場及び横須賀海軍施設(長井通信施設)の周囲も「注視区域」として指定することが適切ではないでしょうか。

## 2. 注視区域等の指定に係る住民への周知・説明

従前より、注視区域及び特別注視区域の指定に係る住民への周知・説明は、国 が責任をもって対応するものと説明を受けているところです。したがって、横 須賀市内における注視区域及び特別注視区域の指定は、4か所の予定でありま すが、当該箇所近傍住民への周知・説明は、国が責任をもって行うべきと考え ます。特に、特別注視区域が指定される場合、近傍の住民及び不動産事業者へ の理解が不可欠であり、説明の実施をお願いしたい。